

航空機環境基準類型指定図

航空機騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域

◆ 三沢飛行場 ◆

地域の類型：Ⅰ

あてはめる地域

十和田市（平成 16 年 12 月 31 日現在における十和田市の区域に限る。）、三沢市、七戸町（平成 17 年 3 月 30 日現在における七戸町の区域に限る。）、六戸町、東北町及び六ヶ所村の区域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

地域の類型：Ⅱ

あてはめる地域

十和田市（平成 16 年 12 月 31 日現在における十和田市の区域に限る。）、七戸町、六戸町及び東北町の区域のうちⅠ以外の地域、三沢市及び六ヶ所村の別図に実線で表示した区域のうちⅠ以外の地域、野辺地町及びおいらせ町の別図に実線で表示した区域。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域、三沢飛行場の敷地、三沢対地射撃場の敷地及び別図に表示した湖沼の区域を除く。

